

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「法人」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告します。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、理事長、理事、内部監査室等の内部監査担当部門、企画部等の業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、保有個人情報の適切な管理のための委員会、債権管理委員会、契約監視委員会、タスクフォース、その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また実地監査では平成30年度監事監査計画に従い、本部の7部室、9主管支所及び21支所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類等を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要な説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

- 1 法人の業務については、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムにおける法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められません。
- 4 財務諸表等については、PwCあらた有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- 5 事業報告書については、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

平成30年度における職員給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準、保有資産の見直しのいずれも、適正に検証・処理されているものと認めます。

以上

令和元年6月26日

独立行政法人自動車事故対策機構

監 事 佐藤 晴彦 ㊞

監 事 (非常勤) 加藤 俊子 ㊞

上記は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定に基づく監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであります。